

地域集会施設の活用に関する実施計画

令和元年（2019年）8月

旭川市

目 次

第1章 実施計画の概要

- 1 実施計画の趣旨 P 2
- 2 これまでの経過 P 2
- 3 基本的な考え方 P 4
- 4 実施計画の位置付け等 P 6

第2章 施設の効率的な活用に向けた取組

- 1 施設の効率的な活用に向けた取組の考え方 . . P 7
- 2 施設の効率的な活用に向けた取組内容 P 8
 - (1) 設置目的・名称 P 8
 - (2) 事業 P 9
 - (3) 開館時間及び休館日 P10
 - (4) 指定管理者による管理 P11
 - (5) 使用料及び利用料金の設定基準等 . . P12
 - (6) 減免 P19
 - (7) その他運用に関すること P20

第3章 生涯学習の振興

- 1 公民館の位置付け P21
- 2 現状と課題 P21
- 3 生涯学習の振興に当たっての取組の方向性 . . P22
- 4 社会教育活動に関する推進体制 P23

- 参 考 これまでの検討の経過 P24

集会施設について

本市では、ときわ市民ホールや住民センター、公民館等、貸室としての性質を持つ施設を設置しており、町内会活動等のため地域住民による管理運営団体に貸し付けているものも含めて、旭川市公共施設等総合管理計画において、「集会施設」として総称しています。これら集会施設のうち、機能の提供範囲が主に地域である施設を「地域集会施設」としています。

設置根拠	施設名	機能提供範囲
旭川市ときわ市民ホール条例	ときわ市民ホール	市内全域
旭川市勤労者福祉総合センター条例	勤労者福祉会館，建設労働者福祉センター	市内全域
旭川市市民活動交流センター条例	市民活動交流センター	市内全域
旭川市住民センター条例	東部住民センター，北部住民センター，永山住民センター，神居住民センター	主に地域
旭川市地区センター条例	末広地区センター，豊岡地区センター，忠和地区センター，啓明地区センター，神楽岡地区センター，新旭川地区センター，北星地区センター，春光台地区センター	主に地域
社会教育法及び旭川市公民館条例 ※貸室を行っていないものを除く。	中央公民館，永山公民館，東旭川公民館，神楽公民館，末広公民館，江丹別公民館，東鷹栖公民館，神居公民館，西神楽公民館，北星公民館，新旭川公民館，春光台公民館，愛宕公民館，東光公民館	主に地域
	東旭川公民館瑞穂分館，東旭川公民館日の出分館，西神楽公民館就実分館，東鷹栖公民館第1分館，東鷹栖公民館第3分館，東鷹栖公民館第4分館，神居公民館上雨紛分館	複数の町内会
旭川市農村地域センター条例	西神楽農業構造改善センター，東旭川農村環境改善センター，旭正農業構造改善センター，永山ふれあいセンター，東鷹栖農村活性化センター	主に地域
旭川市地域活動センター条例	末広地域活動センター，緑が丘地域活動センター	主に地域
旭川市地区体育センター条例	東地区体育センター	主に地域
旭川市生活館条例	近文生活館，市民生活館	主に地域
旭川市地区会館条例	西神居会館，嵐山中央会館	複数の町内会
その他の施設（町内会活動等のため、地域住民による管理運営団体に貸し付けているもの）	緑が丘住民センター，サニータウン貸付地，中島交友会館貸付地，錦はるかぜ公園会館，春光1・2区青少年会館，春光中央青少年福祉会館，春光6区会館（借上げ）	複数の町内会

※ 近文生活館及び市民生活館は、アイヌ文化伝承に関する事業を行っており、建物の規模が比較的小さいため、活用方針の対象外とします。

※ 各施設は、設置根拠（条例）ごとに区分し、施設類型として整理しています。

第1章 実施計画の概要

1 実施計画の趣旨

本市では、公共建築物の老朽化に対して、できるだけ建替えを抑制しながら対応することとしており、先に策定した旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画（以下「施設再編計画」という。）において、住民センター、地区センター、公民館（分館を除く。）、農村地域センターなどの主に地域住民が利用する施設については、まず、施設の効率的な活用により、多様な活動の場所を提供していくこととしています。

施設の効率的な活用を検討するに当たっては、特に公民館において建築年数経過による老朽化等の課題が生じていることから、施設の運用だけではなく、社会教育法に基づく公民館の位置付けの見直しやそれに伴う生涯学習の振興など、関連施策を推進するための事業構築についても整理が必要です。

利用者への説明や関連施策の推進に当たり、これらの事項を一体的に検討し進めていくことが必要であることから、地域集会施設の活用に関する実施計画（以下「実施計画」という。）として、施設の効率的な活用に向けた取組と生涯学習の振興に関する取組を併せて示すものです。

2 これまでの経過

（1）これまでの経過

本市では、地域集会施設に関する検討を、施設再編計画の策定作業と連動して平成29年度から本格的に進めており、これまで、市内各地域における意見交換会の実施や意見提出手続などの市民参加の取組を経ながら、「地域集会施設の活用方針（平成31年2月策定）」（以下「活用方針」という。）として、取組の方向性や主な検討項目及びその考え方をまとめています。

実施計画は、この活用方針をもとに、具体的な取組内容を整理するものです。

（2）活用方針の概要

活用方針で整理している内容は次のとおりです。

区分	内容
取組の方向性	これまでの目的ごとの施設整備・運用から、貸室としての機能を中心に、生涯学習活動を含めた地域住民の多様な活動の場を提供する共通基盤とすることにより、全ての地域集会施設において、多様な利用目的に対応できるようにします。
主な検討項目	公民館は生涯学習を振興するための社会教育施設としての位置付けを持っていますが、専用の施設を持たない場合でもその振興が可能なのかについて検討を進めます。 その際の主な検討項目は、「生涯学習活動の場の確保」、「地域課題解決に向けた活動機会の拡大」、「推進体制」の3点です。

区分		内容
主 な 検 討 項 目	利用者負担	多目的の貸室について、部屋の広さに応じた共通使用料を設定することとし、その額は、平成 29 年度の「「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）」を踏まえ、「市費負担割合 50%：受益者負担割合 50%」の考え方にに基づき設定します。
	減免	減免については、利用者の固定化や負担の公平性が損なわれることのないよう、真にやむを得ないものに限定することを基本とします。 現在、減免としているもののうち、市民委員会、町内会、地域自治団体の減免については、市が規定しない方向で検討します。 また、社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体については、各地域における施設の設置状況等も踏まえながら、減免規定によらずに助成事業による対応を含めて検討します。その際、併せて、減免又は助成対象の仕組みや認定基準に関する見直しも検討します。
	運営に関する事項	○時間帯区分 一部の施設を除き、いずれも午前・午後・夜間の 3 区分で運用しており、当面、現在と同じ時間帯区分の 3 区分を基本とします。 なお、部屋の広さや利用状況に応じて、午後の時間帯の分割などの運用が可能となるよう見直しを検討します。 ○開館時間 現在、いずれの施設も午前 9 時から午後 10 時までを開館時間としていますが、施設によっては、午後 9 時以降の利用が少ない状況もあります。 そのため、施設及び地域の状況を勘案しながら、開館時間について、午後 9 時まで開館する施設と午後 10 時まで開館する施設を設定します。 ○休館日 施設類型によって、年末年始及び祝日の扱いが異なります。年末年始については、12 月 30 日から翌年の 1 月 4 日までを休館日とし、その他祝日については、利用実態を踏まえて整理します。

3 基本的な考え方

活用方針を踏まえ、実施計画において具体的な取組内容を整理する上で必要な事項を、基本的な考え方としてまとめます。

(1) 地域集会施設の機能及び事業

地域集会施設のうち、地域活動センターと公民館では事業に関する規定を設けており、これらの施設では、貸室機能と事業が密接に関わっています。特に公民館は社会教育法に基づく専用施設となっています。

それぞれの事業の内容は、地域自治の推進や生涯学習の振興に必要な取組であり、今後も事業を継続し、さらに市内全域に広げていくためには、一部の施設類型でのみ実施している貸室機能と事業が密接に関わっている運用を見直し、全ての地域集会施設において、それぞれの貸室機能を活用して事業を実施できる環境とすることが、老朽化施設への対応の点からも効率的な取組です。

そのため、地域活動に関する取組や社会教育法第 22 条に規定する事業を、どの地域集会施設においても実施することができるよう、段階的に取組を進めます。

(参考：事業に関する規定)

旭川市地域活動センター条例第 3 条	社会教育法第 22 条
<ul style="list-style-type: none">・地域活動に関する情報の収集及び提供・地域活動に参加する機会の提供・地域活動に関する交流及び協働の促進・その他市長が必要と認める事業	<ul style="list-style-type: none">・定期講座を開設すること・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること・体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること・各種の団体、機関等の連絡を図ること・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

(2) 公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保

公民館は、社会教育法第 23 条で営利を目的とした事業などの禁止事項等があることから、地域集会施設の共通基盤化による施設の効率的な活用を図るため、法に基づく公民館の位置付けを持たない施設とすることについて検討します。

あわせて、全ての地域集会施設において、生涯学習の振興に係る事業の実施を確保していくための推進体制等について検討します。

(3) 進め方

全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境とするため、各種見直しや事業構築を進めていくことが必要です。その際、現在の利用者に対して、活動場所の確保などの影響ができるだけ生じないよう、現状を踏まえて段階的に実施します。

第1段階は、令和2（2020）年度からの実施を予定しており、その後の運用状況等も踏まえながら、必要に応じて実施計画を修正し、概ね令和6（2024）年度を目途に第2段階（将来像）へ移行します。

～ 将来像 ～	
全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。 ○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。
第1段階に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討。 ○利用者負担額の改定（部屋の広さに応じた共通使用料（利用料金施設においては、利用料金の上限額）の導入）。 <ul style="list-style-type: none"> ※令和元年第3回定例会に関連議案の提案を予定。 ※利用者負担額の改定は、改定料金の上限を改定前の1.5倍としており、公民館等においては1回の改定で目安額まで到達することが困難であるため、複数回の改定が必要。 ○市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討。 ○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討。
第1段階（令和2（2020）年度～）	
第2段階に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型（設置目的を含む。）と施設名称の見直しを検討。 ○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討。 ○利用者負担額の改定。 <ul style="list-style-type: none"> ※2回目の改定により、部屋の広さに応じた共通使用料の全面実施。なお、2回目の改定で目安額に到達しない貸室については、更に4年後に目安額に改定。 ○社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を実施。 ○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討。 ○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討。
第2段階（令和6（2024）年度～）	

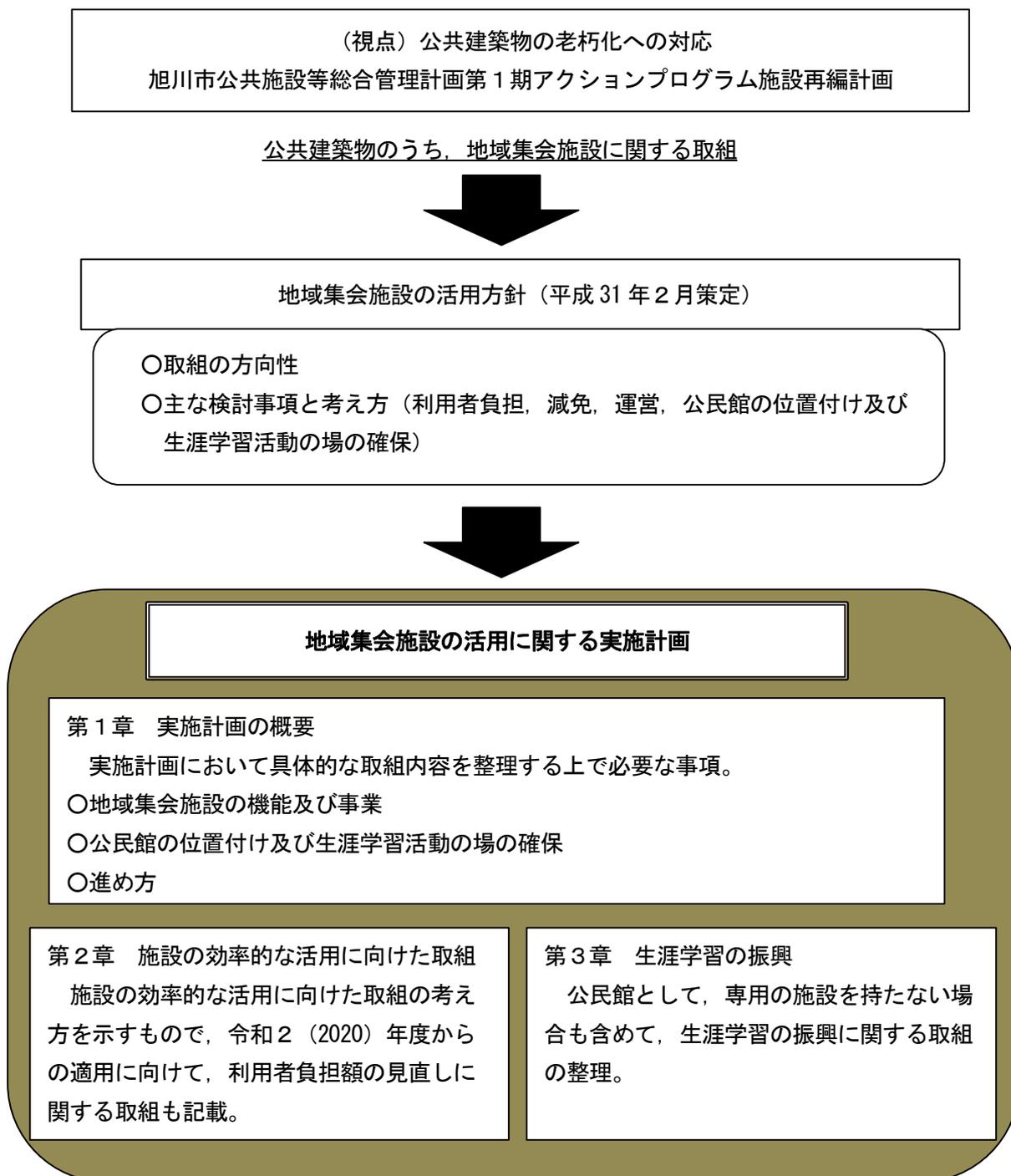
4 実施計画の位置付け等

(1) 実施計画の位置付け等

実施計画は、施設再編計画のうち地域集会施設に関する具体的な取組内容を整理するもので、その期間は、策定時から概ね令和6（2024）年度（第2段階移行時）までとします。

(2) 実施計画の構成

実施計画について、施設再編計画及び活用方針との関係や構成は次のとおりです。



第2章 施設の効率的な活用に向けた取組

1 施設の効率的な活用に向けた取組の考え方

活用方針や第1章「3 基本的な考え方」のほか、指定管理者との意見交換や公民館利用団体を対象としたアンケート調査の内容も参考としながら、施設の効率的な活用に向けた取組を進めていくための考え方は次のとおりです。

(1) 将来像を見据えた段階的な取組の検討

将来、全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境を整備していくためには、現行の利用者負担額や減免の扱いなどについて、できるだけ考え方をそろえていくことが必要となることから、段階的に各種見直しを進めます。

(2) 市が明確に定める部分と指定管理者に委ねる部分

受益者負担割合の見直しや部屋の広さに応じた共通使用料の設定等により、ほぼ全ての貸室において、利用者負担額が変わります。また、減免についても、段階的に見直しを進めます。このため、施設管理者と利用者間で混乱が生じないように、利用者負担額に関する事項については、市が明確に基準を設けます。

施設運用に関する事項は、地域の状況や施設の利用実態を踏まえて、全日を通した利用や午後の時間の分割利用等の時間帯区分、開館時間などについて、指定管理者が対応できるようにします。

(3) 管理運営手法

地域集会施設の管理運営形態は、直営と指定管理者制度（使用料又は利用料金制度）に分かれています。直営の地域集会施設については、地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討します。

(4) 指定管理業務委託料の見直し

指定管理者制度（利用料金制度）で管理運営を行っている施設は、受益者負担割合の見直しにより、委託料の増額が必要となります。

2 施設の効率的な活用に向けた取組内容

施設の効率的な活用を図るため、今後、検討が必要な主な事項について、それぞれ、現状、第1段階及び第2段階に向けた取組内容を示します。

(1) 設置目的・名称	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・住民センターと地区センターを除き、施設類型ごとに、設置目的が異なっています。 ・施設名称は、次表のとおり施設類型ごとに分類されています。
第1段階に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の施設類型を継続します。 ○設置目的と施設の名称の変更は予定していません。
第1段階（令和2（2020）年度～） ※現状と変更なし	
第2段階に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含め、多様な利用目的に対応できる環境とすることを目指します。 ○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型（設置目的を含む。）と施設名称の見直しを検討します。
第2段階（令和6（2024）年度～）	

(参考：現行の各条例における設置目的と施設名称)

現行の条例	設置目的
住民センター条例 (第1条)	本市は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与するため、住民センターを設置する。
【施設名称】	東部住民センター、北部住民センター、永山住民センター、神居住民センター
地区センター条例 (第1条)	本市は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与するため、地区センターを設置する。
【施設名称】	末広地区センター、豊岡地区センター、忠和地区センター、啓明地区センター、神楽岡地区センター、新旭川地区センター、北星地区センター、春光台地区センター
社会教育法 (第20条) 旭川市公民館条例 (第1条)	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
【施設名称】 ※分館を除く。	中央公民館、永山公民館、東旭川公民館、神楽公民館、末広公民館、江丹別公民館、東鷹栖公民館、神居公民館、西神楽公民館、北星公民館、新旭川公民館、春光台公民館、愛宕公民館、東光公民館
農村地域センター 条例(第1条)	本市は、農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の促進を図り、もって本市の農業の振興に資するため、旭川市農村地域センターを設置する。

【施設名称】	西神楽農業構造改善センター，東旭川農村環境改善センター，旭正農業構造改善センター，永山ふれあいセンター，東鷹栖農村活性化センター
地域活動センター 条例（第1条）	本市は，地域住民が自主的に地域のために行う非営利の活動（以下「地域活動」という。）を支援するとともに，地域住民の交流及び協働を促進し，もって活力ある地域社会の形成及び地域主体のまちづくりの実現に寄与するため，地域活動センターを設置する。
【施設名称】	末広地域活動センター，緑が丘地域活動センター
地区体育センター 条例（第1条）	本市は，地域住民の心身の健全な発達，健康の増進並びに体育及びスポーツの普及振興を図り，住みよい地域社会を形成するため，地区体育センターを設置する。
【施設名称】	東地区体育センター

（2）事業	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動センター及び公民館について，施設が行う事業に関する規定を設けています。 ・事業に関する規定の内容は，次表のとおりです。
第1段階に 向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の施設類型を継続します。 ○事業の変更は予定していません。
第1段階（令和2（2020）年度～） ※現状と変更なし	
第2段階に 向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての地域集会施設において，地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含め，多様な利用目的に対応できる環境とすることを目指します。 ○全ての地域集会施設において，地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討します。
第2段階（令和6（2024）年度～）	

（参考：事業に関する規定（再掲））

旭川市地域活動センター条例第3条	社会教育法第22条
<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関する情報の収集及び提供 ・地域活動に参加する機会の提供 ・地域活動に関する交流及び協働の促進 ・その他市長が必要と認める事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期講座を開設すること ・討論会，講習会，講演会，実習会，展示会等を開催すること ・図書，記録，模型，資料等を備え，その利用を図ること ・体育，レクリエーション等に関する集会を開催すること ・各種の団体，機関等の連絡を図ること ・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

(3) 開館時間及び休館日

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの施設類型も、開館時間は午前9時から午後10時までとなっています。 ・ 休館日については、年末年始や祝日の扱いが異なります。 ・ 各施設類型の開館時間及び休館日は、次表のとおりです。
第1段階に向けた主な取組	<p>○住民センター、地区センター及び地域活動センターについて、午後9時までの開館とします。なお、臨時的に午後10時までの開館も可能とします。</p> <p>○年末年始については、12月30日から翌年の1月4日までを休館日とし、その他祝日の扱いについて検討します。</p>
第1段階（令和2（2020）年度～）	
第2段階に向けた主な取組	○施設類型の見直しの際に、施設及び地域の状況を勘案しながら、午後9時まで開館する施設と午後10時まで開館する施設や祝日開館の施設を指定することを検討します。
第2段階（令和6（2024）年度～）	

（参考：開館時間及び休館日）

施設類型	開館時間	休館日
住民センター	午前9時から午後10時まで	12月31日から翌年の1月3日まで
地区センター		
公民館		国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで
農村地域センター		12月30日から翌年の1月4日まで
地域活動センター		
地区体育センター		

（注）令和元年11月1日開設予定の緑が丘地域活動センターの開館時間は午前9時から午後9時まで

(4) 指定管理者による管理

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の管理運営は、直営と指定管理者制度（使用料又は利用料金制度）の2つの形態により行われています。 ・ 各管理運営形態の施設の内訳は、次表のとおりです。
第1段階に向けた主な取組	○施設の管理運営について、地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討します。
第1段階（令和2（2020）年度～）	
第2段階に向けた主な取組	○施設の管理運営について、地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討します。
第2段階（令和6（2024）年度～）	
※指定管理者制度移行施設があれば実施	

（参考：現行の管理運営形態）

区分	施設類型等
直営	<ul style="list-style-type: none"> ○西神楽公民館及び春光台公民館を除く公民館 ○農村地域センターのうち、東旭川農村環境改善センター
指定管理者制度（使用料）	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館のうち、西神楽公民館及び春光台公民館 ○東旭川農村環境改善センターを除く農村地域センター
指定管理者制度（利用料金制度）	<ul style="list-style-type: none"> ○住民センター ○地区センター ○地域活動センター ○地区体育センター

(5) 使用料及び利用料金の設定基準等	
現 状	<p>【使用料及び利用料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民センター，地区センター，地域活動センター及び地区体育センターについては，貸室及び共用部分に関するコストの負担割合を「市費負担割合 0%：受益者負担割合 100%」，公民館及び農村地域センターについては，「市費負担割合 50%：受益者負担割合 50%」に基づき設定することとしています。現行の公民館及び農村地域センターの使用料は，その設定基準よりも低い状況にあります。 <p>【貸室区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設類型ごとに名称や区分の考え方が異なっており，公民館のみ，部屋の広さに応じて，使用料を設定しています。 <p>【利用時間帯区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・末広地域活動センターを除き，午前（9時～12時）・午後（13時～17時）・夜間（18～22時）の3区分で設定しています。
第1段階に向けた主な取組	<p>【使用料及び利用料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）における「市費負担割合 50%：受益者負担割合 50%」の考えに基づき使用料を設定することとし，利用者負担額を改定します。 ○利用者負担額の改定は，改定料金の上限を改定前の1.5倍としています。公民館等においては，1回の改定で目安額まで到達することが困難であるため，複数回の改定を行います。 <p>【貸室区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多目的の貸室について，部屋の広さに応じた共通使用料（利用料金施設においては，利用料金の上限額）を設定します。 <p>【利用時間帯区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当面3区分を基本としながら，現行の時間帯区分を継続します。なお，部屋の広さや利用状況に応じて，午後の時間帯の分割などの運用が可能となるよう検討します。
第1段階（令和2（2020）年度～）	
第2段階に向けた主な取組	<p>【使用料及び利用料金，貸室区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1回目の改定により目安額に到達しなかった部屋について，2回目の改定を行い，多目的の貸室について，部屋の広さに応じた共通使用料（利用料金施設においては，利用料金の上限額）を全面実施します。なお，2回目の改定で目安額に到達しない貸室については，更に4年後に目安額に改定します。 <p>【利用時間帯区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1段階の運用状況を踏まえ，時間帯区分の見直しを検討します。
第2段階（令和6（2024）年度～）	

(参考：施設類型ごとの部屋別の使用料及び利用料金の状況) ※平成 30 年度の状況

施設類型／面積	～49 m ²	50～99 m ²	100～199 m ²	200 m ² ～
住民センター	500 円：4 室 1,900 円：3 室	1,900 円：8 室	2,700 円：4 室	5,600 円：4 室
	平均 1,100 円	平均 1,900 円	平均 2,700 円	平均 5,600 円
地区センター	400 円：8 室 1,200 円：37 室	1,200 円：7 室		3,200 円：8 室
	平均 1,058 円	平均 1,200 円		平均 3,200 円
公民館	180 円：25 室	250 円：41 室	500 円：12 室	1,000 円：5 室
	平均 180 円	平均 250 円	平均 500 円	平均 1,000 円
農村地域センター	180 円：2 室	250 円：9 室	500 円：1 室	620 円：1 室 1,260 円：3 室
	平均 180 円	平均 250 円	平均 500 円	平均 1,100 円
地域活動センター	900 円：1 室 1,200 円：1 室			4,800 円：1 室
	平均 1,050 円			平均 4,800 円
地区体育センター	400 円：2 室 700 円：2 室 2,000 円：1 室		2,000 円：1 室	7,000 円：1 室
	平均 840 円		平均 2,000 円	平均 7,000 円

※ いずれも条例上の午前の使用料及び利用料金（上限額を含む。）。

※ 面積は、公民館の部屋区分による。

(5) 使用料及び利用料金の設定基準等・・・ア 貸室区分

多目的の貸室について、区分及び貸室（部屋）の面積は、次表のとおりです。

区分	面積
多目的室A	50㎡未満
多目的室B	50㎡以上100㎡未満
多目的室C	100㎡以上200㎡未満
多目的室D	200㎡以上（多目的室Eを除く。）
多目的室E（体育室等）	400㎡以上（同程度の貸室（部屋）を含む。）

区分ごとの現行の貸室（部屋）の名称は、次表のとおりです。

多目的室A（50㎡未満）	
住民センター	【東部】 2階小会議室（準備室）、2階和室、調理準備室 【北部】 小集会室（和室）、小集会室（洋室）、調理室、準備室 【永山】 調理室、準備室 【神居】 調理室、準備室1、準備室2
地区センター	【末広】 やわらぎ（2階会議室）、大雪・石狩（2階和室）、調理室 【豊岡】 2階小会議室、ななかまど（2階和室）、しらかば（2階和室）、いちよう（2階和室）、調理室 【忠和】 会議室3、つつじ（和室）、ななかまど（和室）、しらかば（和室）、調理室 【啓明】 会議室1、会議室2、会議室3、こぶし（和室）、さくら（和室）、かえで（和室）、調理実習室 【神楽岡】 シジュウカラ（1階会議室）、オオルリ（2階会議室）、ウグイス（2階会議室）、タンチョウ（1階和室）、アカゲラ（2階和室）、キレンジャク（2階和室）、調理実習室 【新旭川】 第一会議室、第二会議室、第三会議室、エゾマツ（1階和室）、トドマツ（2階和室）、カラマツ（2階和室）、調理実習室 【北星】 会議室1、会議室2、会議室3、ななかまど（和室）、つつじ（和室）、さくら（和室）、調理実習室 【春光台】 会議室1、会議室2、会議室3、やどりぎ（1階和室）、しらかば（2階和室）、みずなら（2階和室）、調理室
公民館	【中央】 第2学習室、第3学習室、講座室、第1和室、第2和室、小会議室、研修室 【永山】 小会議室 【神楽】 会議室、交流室 【末広】 研修室、料理講習室 【江丹別】 和室、実習室 【東鷹栖】 講座室、工芸実習室 【神居】 小会議室 【北星】 和室 【新旭川】 和室、会議室 【春光台】 会議室、和室 【愛宕】 会議室、和室 【東光】 和室
農村地域センター	【西神楽】 研修室（和室） 【東旭川】 研修室（洋室）
地域活動センター	【末広】 研修室、会議室 【緑が丘】 小会議室、学習交流スペース
地区体育センター	【東】 会議室2、研修室1、研修室2、和室1、和室2

多目的室B (50㎡以上 100㎡未満)	
住民センター	【東部】 中会議室 【北部】 研修室 【永山】 中集会室 (和室), 小集会室 (和室), 研修室, 研修室 2 【神居】 小集会室 (和室), 研修室, 中集会室 (和室)
地区センター	【末広】 末広 (2階会議室), ふれあい (1階会議室) 【豊岡】 1階会議室, 2階会議室 【忠和】 会議室 1, 会議室 2
公民館	【中央】 ホール, 音楽室, 調理実習室, 第1学習室 【永山】 中会議室, 和室, 調理実習室, 工芸室, 音楽室 【東旭川】 和室, 講座室, 工芸室 【神楽】 研修室, 第2学習室, 第3学習室, 和室, 調理実習室, 美術工芸室 【末広】 講座室, 和室 (1階), 和室 (2階) 【江丹別】 講座室 【東鷹栖】 料理実習室, 和室講座室, 集会室, 会議室 【神居】 和室, 調理実習室, 中会議室 【北星】 講座室, 料理講習室 【新旭川】 講座室, 実習室 【春光台】 講座室, 実習室 【愛宕】 講座室, 実習室 【東光】 多目的活動室, 第1講座室, 第2講座室, 学習室
農村地域センター	【西神楽】 研修室 (洋室), 調理実習室 【東旭川】 研修室 (和室), 調理実習室 【旭正】 研修室 (和室) 【永山】 研修室 (和室), 研修室 (洋室) 【東鷹栖】 研修室 (和室), 研修室 (洋室)
地域活動センター	【緑が丘】 中会議室
多目的室C (100㎡以上 200㎡未満)	
住民センター	【東部】 大集会室 【北部】 大集会室 【永山】 大集会室 【神居】 大集会室
公民館	【永山】 講堂 【東旭川】 講堂 【神楽】 第1学習室, 講座室, 講堂 【末広】 講堂 【江丹別】 多目的ホール 【東鷹栖】 講堂 【北星】 講堂 【新旭川】 講堂 【春光台】 講堂 【愛宕】 講堂
農村地域センター	【西神楽】 講堂
地域活動センター	【緑が丘】 フリースペース (ミニキッチンを含む。)
地区体育センター	【東】 会議室 1

多目的室D (200 m²以上 (多目的室Eを除く。))

地区センター	【末広】 大ホール 【豊岡】 大ホール 【忠和】 大ホール 【啓明】 大ホール 【神楽岡】 大ホール 【新旭川】 大ホール 【北星】 大ホール 【春光台】 大ホール
公民館	【神楽】 木楽輪 【神居】 大会議室 【西神楽】 講堂
農村地域センター	【永山】 ホール
地域活動センター	【末広】 多目的ホール (半面) 【緑が丘】 多目的ホール (半面)

多目的室E (体育室等) (400 m²以上 (同程度の貸室 (部屋) を含む。))

住民センター	【東部】 体育室 【北部】 体育室 【永山】 体育室 【神居】 体育室
公民館	【永山】 大ホール 【東鷹栖】 大ホール
農村地域センター	【西神楽】 ホール 【東旭川】 ホール 【東鷹栖】 ホール
地域活動センター	【末広】 多目的ホール (全面) 【緑が丘】 多目的ホール (全面)
地区体育センター	【東】 体育室

(5) 使用料及び利用料金の設定基準等 イ 使用料及び利用料金の改定

利用者負担額の設定に当たり、貸室区分ごとに平均額を算出し、その額を目安額としています。目安額が現行の利用者負担額よりも低い場合は、第1段階において目安額まで改定（下げる）し、目安額が現行の利用者負担額よりも高い場合は、1.5倍を上限として改定（上げる）することを基本とし、部屋の広さに応じた共通使用料及び利用料金の上限額を設定します。

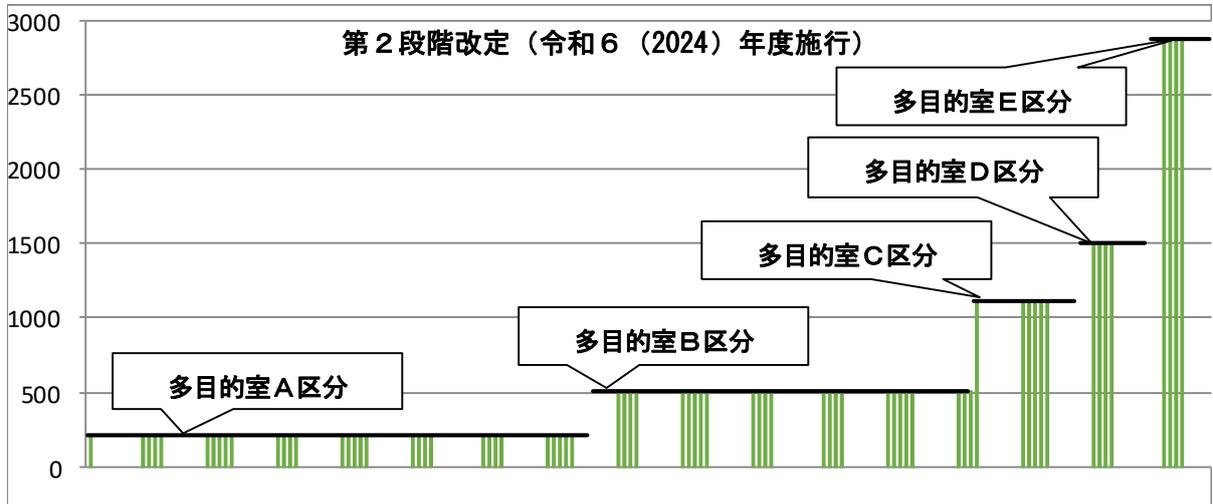
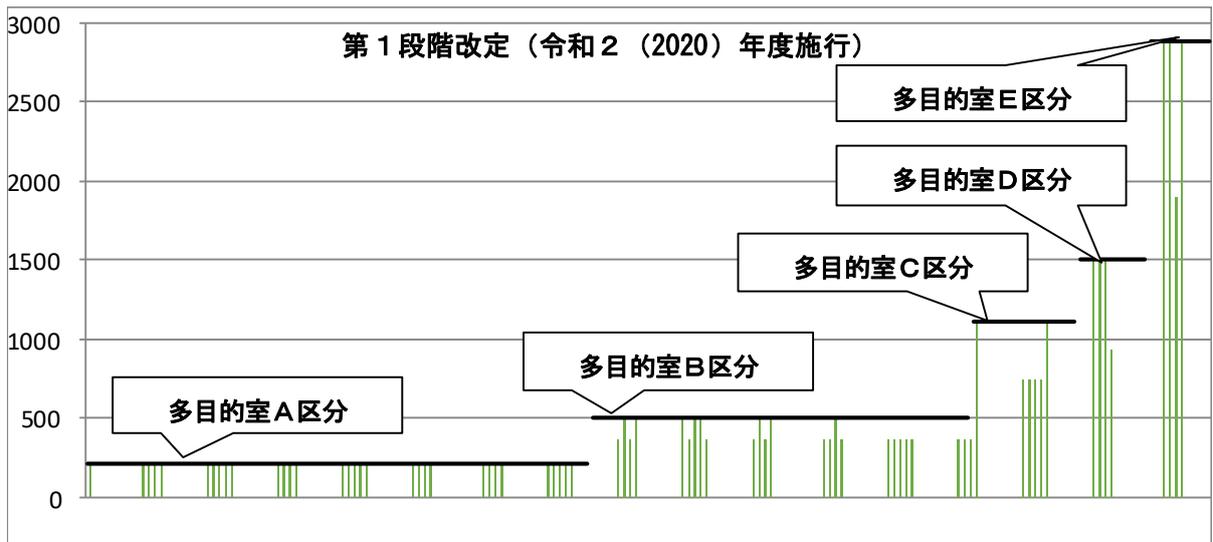
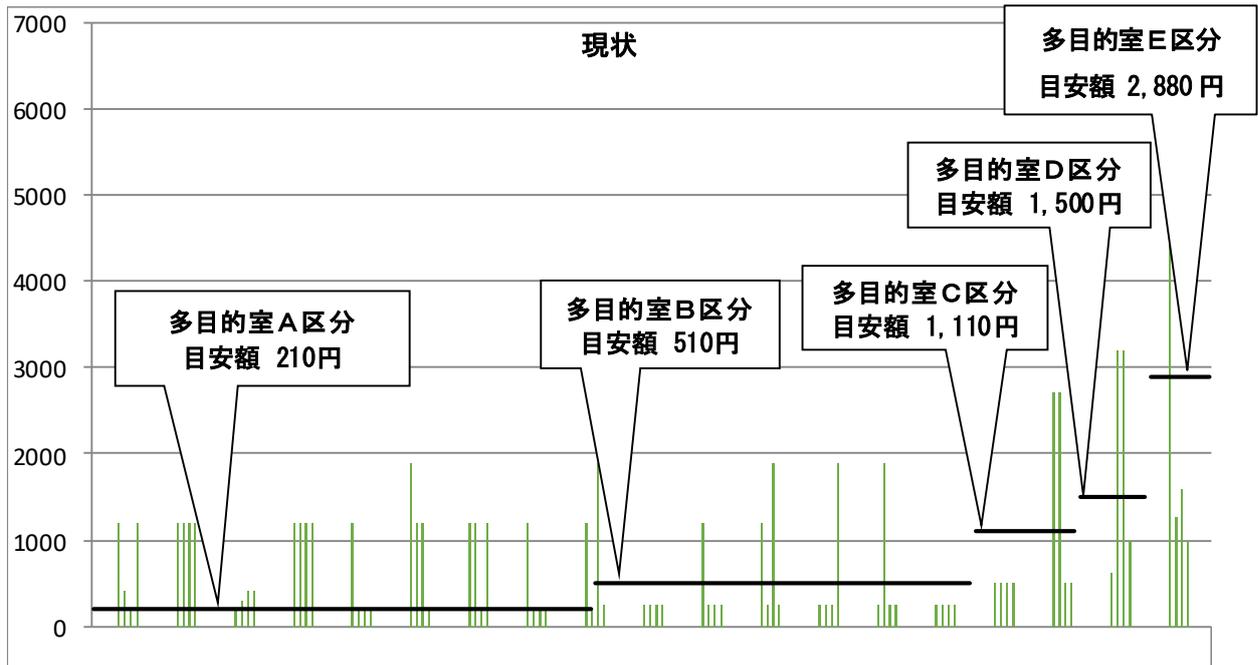
改定額及び進め方について ※午前（3時間当たり）の額

区分	現行	目安額	第1段階	第2段階
多目的室A	180円～1,900円	210円	210円	—
			いずれの貸室も1回の改定で目安額に到達できる見込みです。	
多目的室B	250円～1,900円	510円	510円	—
			360円	510円
公民館及び農村地域センターについて、1回の改定で目安額に到達できないため、それらについては2回の改定が必要です。				
多目的室C	500円～2,700円	1,110円	1,110円	—
			750円	1,110円
公民館及び西神楽農業構造改善センター（講堂等）について、1回の改定で目安額に到達できないため、それらについては2回の改定が必要です。				
多目的室D	620円～3,200円	1,500円	1,500円	—
			930円	<u>1,500円</u>
永山ふれあいセンター（ホール）については、1回の改定で目安額に到達できないため、複数回の改定が必要です。 ※下線部は、第2段階において上昇率が1.5倍を超える可能性があるもの。				
多目的室E	1,000円～7,000円	2,880円	2,880円	—
			1,500円	<u>2,880円</u>
			1,890円	<u>2,880円</u>
永山公民館（大ホール）、東鷹栖公民館（大ホール）、西神楽農業構造改善センター（ホール）、東旭川農村環境改善センター（ホール）、東鷹栖農村活性化センター（ホール）の5室については、1回の改定で目安額に到達できないため、それらについては複数回の改定が必要です。 ※下線部は、第2段階において上昇率が1.5倍を超える可能性があるもの。				

（注）本計画で示している目安額は、現在のコスト等に基づき料金を算出した算定料金として示しております。2回目の改定においては、最新のコストに基づき料金の算定を行うため、改めて算出した目安額が、現在示している目安額と異なる場合があります。

また、2回目の改定においても、改定後の料金は、改定前の1.5倍を上限とする予定です。

(参考：改定のイメージ（午前（3時間あたり）の額） ※縦軸は額（円），横軸は室の分布状況



(6) 減免	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館及び農村地域センターでは、市が規則で減免対象を規定しているほか、地域活動センターでは、条例の利用料金設定基準において、一般と地域活動団体が利用する際のそれぞれの額を規定しています。 ・ 公民館については、施設利用者の大多数が減免対象となっています。
第1段階に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が固定化したり、負担の公平性が損なわれたりすることのないよう、減免は真にやむを得ないものに限定することを基本とします。 ○ 全ての地域集会施設について、利用者負担額を「市費負担割合 50% : 受益者負担割合 50%」に基づき設定するため、施設によっては、大幅に料金が下がることから、市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討します。
第1段階（令和2（2020）年度～）	
第2段階に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録を進めます。 ○ 減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討します。
第2段階（令和6（2024）年度～）	

（参考：現行の各施設類型の減免対象）

施設類型	減免対象	減免額
住民センター 地区センター	【指定管理者が規定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営団体の主催する会議及び行事 ・ 市民委員会の主催する会議及び行事 ・ 町内会の主催する会議及び行事 ・ その他指定管理者が必要と認めた会議及び行事 	利用料金の1.5～3割減額
公民館	【規則】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育関係団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用するとき。 	使用料の5割減額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川市、教育委員会等が主催する事業に使用するとき。 	使用料免除
	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他教育委員会が必要と認めたとき（生涯学習活動団体含む。）。 	使用料の5割減額
農村地域センター	【規則】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業団体、社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体が本来の活動のために使用するとき。 	使用料の5割減額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他市長が必要と認めたとき。 	減額又は免除

施設類型	減免対象	減免額
地域活動センター	【指定管理者が規定】 ・指定管理者が特に必要と認めたとき。	減額又は免除
地区体育センター	【指定管理者が規定】 ・旭川市又は旭川市教育委員会が主催するとき（体育、スポーツ行事）。	利用料金免除
	・指定管理者が主催するとき（体育、スポーツ行事）。	利用料金免除
	・旭川市又は旭川市教育委員会が主催するとき（体育、スポーツ行事以外）。	利用料金の5割減額
	・市内の中学校連盟又は高校連盟が主催するとき。	利用料金の5割減額
	・その他市長が特に必要と認めたとき。	その都度定める

(7) その他運用に関すること	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館では、社会教育法第23条に禁止事項が規定されているほか、運営において、飲食を伴う部屋の利用を制限しています。 ・飲食については、公民館以外に利用できる施設がない地域も一部にあり、公民館利用者のアンケート調査でも、飲食を許容する意見が、全体のうち約4割を占めています。
第1段階に向けた主な取組	○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討します。
第1段階（令和2（2020）年度～）	
第2段階に向けた主な取組	○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、社会教育法第23条の禁止事項の見直しを行います。
第2段階（令和6（2024）年度～）	

（参考：社会教育法第23条 公民館の運営方針）

<p>第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営理事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>

第3章 生涯学習の振興

1 公民館の位置付け

公民館は、生涯学習の振興のため、自主事業を実施しているほか、生涯学習活動団体をはじめとする各種団体に対して活動場所を提供しています。

これらの機能は、将来にわたり必要ですが、一方で公民館は、施設の老朽化などの課題を抱えており、また、全市的に老朽化施設の建替えが困難になりつつあることから、社会教育施設としての公民館の位置付けを見直し、事業実施及び各団体の活動場所として、住民センター、地区センター、農村地域センター、地域活動センター、地区体育センター（以下「住民センター等」という。）も合わせて活用しながら、生涯学習の振興を図ります。

2 現状と課題

社会教育法第22条に規定している公民館の各事業について、現行の実施状況のほか、公民館の位置付けの見直しと住民センター等の活用により、新たに対応可能となるものと生涯学習の振興に向けた課題は次のとおりです。

区分	内容
定期講座を開設すること。	【現状】 ○自主事業の実施：4,718回 113,631人（平成30年度実績）
討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。	【新たに対応可能なもの】 ○住民センター等を活用して実施することで、学習機会の拡大が図られる。
体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。	【振興に向けた課題】 ○自主事業を企画・立案・実施するための推進体制。
図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。	【現状】 ○概ね、図書館分室又は近隣に地区図書館を設置している。 【新たに対応可能なもの】 ○住民センター等を含めて、各種設備の配置を検討することも可能になる。
各種の団体、機関等の連絡を図ること。	【現状】 ○各種の団体、機関等とは様々な分野で関わりが深い。 【新たに対応可能なもの】 ○住民センター等も活動場所とすることで、地域における生涯学習活動の機会が拡大する。 【振興に向けた課題】 ○各種の団体、機関等との連絡・調整及び事業実施のための推進体制。

区分	内容
その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。	<p>【現状】</p> <p>○貸室：37,425回 566,376人（平成30年度実績）</p> <p>【新たに対応可能なもの】</p> <p>○同程度の広さの部屋であれば利用者負担が同額となるため、より利便性の良い施設を選択することが可能となる。ただし、現行の公民館の使用料からは増額の見込み。</p> <p>【振興に向けた課題】</p> <p>○公民館が社会教育法に基づく位置付けを持たない場合、住民センター等の利用者も、より利便性の良い施設を選択することが可能となるため、現在、公民館を利用している者が活動場所を確保できるような運用上の工夫も必要。</p>

3 生涯学習の振興に当たっての取組の方向性

生涯学習活動の振興に当たっては、公民館の位置付けの検討と併せ、次の取組について検討を進めます。

(1) 学習機会の提供に関する社会教育活動の場の拡大

公民館のほか、住民センター等も積極的に活用して、各種事業の実施など学習機会を提供することで、市民にとって、より参加しやすい環境を整えるとともに、各種団体・機関と連携して、社会教育活動の場の拡大を図ります。

(2) 設備・機能の再配置

主に公民館に併設されている生涯学習に係る設備・機能については、建物面積等により、事業展開に制約が生じている状況もあります。このため、住民センター等を含めて、各種設備の配置を検討します。

(3) 生涯学習活動団体の支援

公民館の貸室の利用状況では、約8割が各種団体の利用となっています。それらのうち、多数を占めている生涯学習活動団体は、公民館の事業との関係性が極めて強いものであり、運用上の工夫等により、活動場所の確保を図ることが必要です。

公民館を利用する団体が、住民センター等も含めて活動場所を拡大し、どの施設を利用しても同じように活動できるようにするためには、減免対象の見直しが必要であることから、市が支援する生涯学習活動の整理と審査・認定に関する作業を計画的に進めます。

4 社会教育活動に関する推進体制

公民館が社会教育法に基づく位置付けを持たない場合であっても、社会教育活動に関する推進体制の充実が必要であり、主な検討項目は次のとおりです。

(1) 専任組織の維持

公民館を所管する公民館事業課は、自主事業の企画・調整・実施のほか、各公民館の施設管理及び運用に関する業務を行っています。今後、公民館が社会教育法に基づく位置付けを持たない場合であっても、専任組織を維持します。

(2) 附属機関の維持

公民館の運営等に関し必要な事項を審議させるため、教育委員会では、旭川市公民館運営協議会を設置しています。今後、公民館が社会教育法に基づく位置付けを持たない場合であっても、生涯学習の振興における社会教育活動について調査審議する機能を維持します。

(参考) これまでの検討の経過

平成 30 年度	
2 / 22	地域集会施設の活用方針策定
2 / 27	総務常任委員会 ・施設再編計画及び地域集会施設の活用方針の策定について報告
3 / 20	第 9 回公共施設等総合管理計画推進専門部会集会施設幹事会
平成 31 年度 / 令和元年度	
4 / 9	総務常任委員会 ・地域集会施設の活用に関する実施計画の策定に関する取組について報告
4 / 10~ 4 / 16	指定管理者制度導入施設における各施設運営委員会との意見交換 ・地域集会施設の活用方針について各施設運営委員会と意見交換
4 / 12	第 10 回公共施設等総合管理計画推進専門部会集会施設幹事会
4 / 19	第 65 回旭川市行財政構造改革推進本部会議 ・地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）について、意見提出手続を実施する旨の報告
4 / 24~ 6 / 14	意見提出手続 ・ 9 人（8 人・1 団体）から 13 件の意見を受ける。
5 / 7~ 6 / 6	市民説明会及び意見交換会 ・ 26 回開催，参加者延 356 人，132 件の意見を受ける。
5 / 17	総務常任委員会 ・地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）に対する意見提出手続の実施について報告
7 / 1	公民館運営協議会 ・地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）に対する意見提出手続の意見集約について報告
7 / 8	第 11 回公共施設等総合管理計画推進専門部会集会施設幹事会
7 / 19~ 7 / 26	行財政改革推進委員会における調査審議 ・地域集会施設の活用に関する実施計画（案）について審議
7 / 23	総務常任委員会 ・地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）に係る市民参加手続に係る実施結果について報告
8 / 20	第 66 回旭川市行財政構造改革推進本部会議 ・地域集会施設の活用に関する実施計画（案）について協議
8 / 28	地域集会施設の活用に関する実施計画策定

地域集会施設の活用に関する実施計画

令和元年（2019年）8月 策定

旭川市総務部公共施設マネジメント課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

電話 0166-25-9836（直通）

FAX 0166-24-7833

E-Mail kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp